

研究倫理教育プログラム履修管理に関するQ & A

令和7年2月

項目	Q	A
1. 履修対象者	研究倫理教育の履修対象者を教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> ■初年度の研究開発計画書の参加者リストに掲載されている者全員（研究開発代表者、研究開発分担者、研究参加者）です。
2. 履修の時期	研究倫理教育の履修時期を教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> ■初年度の契約締結日又は補助金交付決定日までに履修して下さい。
3. 報告対象者	研究倫理教育の履修報告の対象者を教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> ■初年度の研究開発計画書の参加者リストに掲載されている者全員（研究開発代表者、研究開発分担者、研究参加者）です。
4. 報告の時期	研究倫理教育の報告時期を教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> ■初年度の契約締結又は補助金交付決定後 61日以内に報告して下さい。 (例：4月1日契約または交付決定の場合は、同年5月31日までに報告して下さい。) ■報告書のファイル名は、以下のファイル名として下さい。 (「研究倫理教育プログラム履修の結果について (機関名_20XX年XX月XX日)」)
5. 報告の方法	報告の取りまとめ単位は、研究課題毎ですか、それとも、AMED との契約毎ですか。	<ul style="list-style-type: none"> ■契約毎に取りまとめて提出して下さい。 ■AMED と直接契約関係にない再委託先の研究者等の履修状況は、AMED と直接契約関係にある委託元の研究機関が取りまとめて報告して下さい。 ■履修状況の報告様式にある、「(別添) 研究倫理教育プログラム履修完了課題リスト」は、委託元の事業名、課題名、課題管理番号、研究開発代表者の所属・氏名のみを記載して下さい。
6. 再委託先の報告	委託元の研究機関は、再委託先の研究機関の研究倫理教育の履修状況を取りまとめた上でAMED に報告する必要があるとのことですが、再委託先の研究機関は、AMED に直接報告する必要はないとの理解で正しいですか。	<ul style="list-style-type: none"> ■再委託先の研究機関は、研究者等の研究倫理教育の履修状況を委託元の研究機関に対して報告して下さい。 ■委託元の研究機関がAMED に報告することになりますので、再委託先の研究機関からAMED に直接報告する必要はありません。
	再委託先の研究機関は、委託元の研究機関に対して、履修対象者の個々の履修状況を報告する必要はありますか。	<ul style="list-style-type: none"> ■再委託先の研究機関は、履修対象者全員の履修の完了を確認したことを委託元の研究機関に対して報告してください。 ■履修対象者全員の履修が完了したことを確認した場合は、個々の履修対象者の履修状況を報告する必要はありません。
7. 未履修者の報告	報告書提出時に、未履修者がいることが判明したため、当該研究者は「×」とし、本人には直ちに履修するように督促しました。その者が履修したら追加報告する必要はありますか。	<ul style="list-style-type: none"> ■未履修者の受講を確認した時点で、追加報告して下さい。 ■別紙には未履修であった研究者のみ記載し、ファイル名は当初のファイル名と同じものに「(追加報告)」と付記して下さい。

8. 研究倫理教育の履修頻度	研究倫理教育の履修は、「契約締結前までに履修させて下さい」とありますが、その後の履修頻度を教えてください。	■研究機関は、研究機関が定める履修頻度等を踏まえ、研究者等に対して、定期的に研究倫理教育を実施して下さい。
9. 研究倫理教育の有効期間	研究倫理教育の有効期間を教えてください。	■eAPRIN など有効期間があるプログラムは、それに従って下さい。 ■有効期間がないものは、研究機関が定める履修頻度等を踏まえ、研究機関において有効期間を判断して下さい。